

令和5年度 第1回公民館運営審議会 議事概要

日 時：令和5年（2023年）7月19日（水） 18時30分～20時10分

会 場：豊中市立中央公民館 1階 集会場

出席者：青木 知男、秋山 京子、浦 耕太郎、大里 ルミ子、大濱 浩子、
十河 秀敏、林 美輝、福本 雅一、松山 鮎子、吉田 収子、渡邊 浩

欠席者：野村 恭代

事務局：長坂 吉忠（教育委員会事務局長）、北村 宣雄（社会教育課長）、弘中 伸明（中央公民館長）、橋本 慶（庄内公民館長）、江川 勉（千里公民館長）、前田 真吾（中央公民館副館長）、島津 智子（社会教育課）、田井 春菜（社会教育課）、上井 万里英（中央公民館）

傍聴者：なし

案件：

- （1）令和5年度の審議会の進め方について
- （2）令和4年度公民館・公民分館事業の実施報告について
- （3）豊中市の社会教育のあり方の検討結果について
- （4）その他

資料：

次第

資料1 令和5年度 公民館運営審議会 委員名簿

資料2 令和5年度審議会の進め方案

資料3 令和5年度 教育行政方針

資料4 令和4年度公民館講座集計表【事業区分別】

資料5 令和4年度公民分館講座実施状況

資料6 豊中市の社会教育のあり方の検討について【本編】

資料7 豊中市の社会教育のあり方の検討について【概要版】

資料8 豊中市の社会教育のあり方の検討について【資料編】

資料9 公民館条例（新）

資料10 公民館条例（旧）

資料11 公民館条例施行規則（新）

資料12 公民館条例施行規則（旧）

1. 開会

- ・各委員、事務局自己紹介

2. 案件

(1). 令和5年度の審議会の進め方について

＜事務局より資料2、資料3、資料9に基づいて説明＞

(2). 令和4年度公民館・公民分館事業の実施報告について

＜事務局より資料4、資料5に基づいて説明＞

- 資料4の21ページ目、放課後・土日に係る学習支援事業について、20回実施し1回あたりの定員が50人だとすると1,000人が最大となるはずだが、参加者数が2,135人であるのはなぜか。

- 厳密には、中央公民館、千里公民館、庄内公民館の3館で実施し、それぞれ定員を50人としたため。会場は3公民館とし中央公民館が主導して実施したもの。

- 補足すると、令和4年度はモデル事業として、当初は7中、8中、3中で開始したが、予算段階では各校の生徒数や地域性を鑑みなかったため、応募数が少なく、急遽1中、9中を追加し併せて5校となった。ついては、中央公民館で1中と3中、庄内公民館で7中、千里公民館で8中と9中の生徒を受け入れて実施し、当初予定していた人数を確保した。50人が定員とはしているが、申し込まれた方はすべて受け入れる体制をとっている。

- 事前申込か。実施期間はどのくらいか。今年度は拡充実施するのか。

- 事前申込。昨年度は10月から2月末か3月上旬まで実施、平日の夜間や土日の午前中に、週1回ずつ。今年度は8月から来年3月末までに週1回ずつ計28回実施予定で、市立中学校と義務教育学校後期課程の生徒を対象にチラシを配布、受付を開始していく。実施場所は各公民館、中学校、公民館以外の公共施設。公共施設は具体的には二の切温水プールの会議室等を予定している。

- 本日、詳細な資料は用意していないが、ホームページで各学校の実施会場等の詳細についても確認できるようにしているので、またご参照されたい。

- 1回あたりの謝礼金は誰に対してのものか。

■謝礼金の金額は、50人あたり3会場での150人×計20回ずつ参加したと換算し、業者への委託料約500万円を割り戻したものの。生徒たちが参加料を支払ったのではなく、市が受託事業者に支払い。

◇生徒の希望によっては別の会場を選択することはできるのか。

■当初、各学校長に説明を行った際、他校の生徒と一緒にすることについてご意見を頂戴したので、令和4年度においては学校ごとに会場を指定し、個別に特段の配慮は行っていない。令和5年度についてもそのような経緯を踏まえ、学校ごとに会場を分けている。

●市内には塾も多くある中で、この事業は無料であるということだが、貧困対策なのかどうかお聞きしたい。また、こういった子どもが来るのかお聞きしたい。

■まず、経済的なフィルターはかけておらず貧困対策ではない。今の生徒の現状を見ると、ヤングケアラー、家では勉強がしづらい子、学校になじみにくい別の場所では勉強ができる子など、家ではなかなか勉強しづらいが、ここに週1回通うことで自学自習のペースをつかみやすくなるといった感想をもらっている。バックグラウンドの詳細については特段聴取していないが、自分から話してくれる生徒もいた。

●塾や家庭教師がある中で、このような取り組みにこれだけの子どもが集まるということに驚きを感じた。

■補足すると、昨年は10月からスタートし、その時点で中学3年生の生徒がクラブ活動を引退し、これから入れる塾がないのでここに参加するという声や、学校にはなじめないが、行政が実施する場であれば参加できるという声、塾に通っているが2つ目の塾として活用したいなど、多様な活用方法が見られた。特定の理由で受け入れるのではなく、申し込みは全員受け入れるというスタンスで実施したものである。

●定員はなかったのか。能力別に受講するのか。

■定員は各会場50人としたが、若干上回ったところもあり、事業者と調整を行った。能力別ではなく、チラシのQRコードから事業者に申し込みを行い、会場にて3者面談を実施。学ぶ意欲や、周りの迷惑になるようなことをしないか等の確認をした。事業者が用意した教科書準拠のテキストに従い、それぞれが自学自習、わからないところがあれば手をあげて教えてもらうという形式なので、生徒の能力により進捗具合は異なるが、一律に講義を受けるというものではなく、能力別に分けるものではない。

- 公民館講座の講師の謝礼について、同一人物で謝礼を支払う場合とそうでない場合があるが、その差は何か。
- 現役の教員などにボランティアベースで依頼していた場合と、正式な講師依頼をしていた場合と2通りあるという風に記憶しているが、本日は担当館長が不在のため、次回までに確認を行っておく。
- 先ほどの学習支援事業について、現在、庄内コラボに勤務しているが、隣の庄内さくら学園の子どもたちが図書館やロビーで自習をするなどして集まっている。豊中の子どもの学びの意欲は高いので、このように積極的に学習機会を提供したり、公共スペースを提供するなどしたりして、子どもたちが学べる場を作っていただければ有難いと思う。
- 昨年度も土曜日に学習支援を実施したのち、自習スペースを求める声があったので、現在は警備員の目の届く1Fロビーに自習スペースを設置しており、本日も利用していた。これからもこのようなスペースを提供していくことが大切であると考えている。
- 6ページの中央公民館の子育て子育て親育ち事業 No.7のスマブラ交流会について、主催者と主催者が学んだ地域創成塾とは、どのような団体なのか。
- 主催者は子ども関連のNPO団体を運営されており、庄内などでも赤ちゃんのハイハイレース等、子育て系のイベントを実施している。
- 地域創成塾とは、地域活動をする人材を育てようという趣旨で実施しており、今年は庄内コラボセンターが所管することになったが、以前は豊中都市創造研究所が主催し、毎年生徒を募集し、まちづくり人材を輩出してきた。これ以外にも様々な分野で卒業生が活躍している。
- まちづくり関係の人材育成事業であるということを理解した。こういったように、公民館や教育委員会関係とコラボレーションすることはよくあるのか。
- 自己紹介時に説明すべきであったが、私どもは公民館職員でありながら、市長部局である市民協働部の地域連携課の職員を兼務している。市民協働部ではNPOの活動支援も行っているため、そのあたりの情報も市民協働部経由で入ってくる。そのような利点を生かしながら、様々なチャンネルで事業の共催相手等を探すという手法をとっている。
- 公民館の活動をお聞きし、子どもたちに教育をあたえるということは大事なことだと感じ

たが、数学や国語のような勉強だけでなく、日本の文化、例えば自分は三味線をやっているので、日本の伝統の楽器を学べる機会があればと考えている。随分前に、伝統芸能館で音大の方がワークショップを実施していたが、それがとてもよかったという印象がある。庄内コラボセンターは部屋数も多く、音大も近いので、ぜひそういった事業の計画をお願いしたい。学校教育として和楽器などの伝統芸能に触れ合う機会がとても少ないので、そういった機会を作っていただきたい。

◇豊中には音大があるなど、人材資源も豊富なのでぜひそれを活用した事業展開をしていただきたい。

(3)．豊中市の社会教育のあり方の検討結果について

＜事務局より資料5、資料6、資料7の説明＞

●社会教育の役割として、地域の方が学んだことを地域の課題解決に繋げていくということが目標の一つであり、社会教育主事が地域の方々のコーディネートをするなどの重要な役割を果たしていくと思うが、社会教育主事を計画的に関係課・施設に配置するという内容には、具体的にその人数を増やし、地域活動を支援していくという計画を持っているということか。

■何人増やしてどこに配置するという計画を定めているわけではないが、あり方の検討で記載しているとおり、社会教育主事を配置していくことはとても大事なことで考えている。現状、社会教育主事は1人のみの配置であるが、今年度においても社会教育主事になるための講習に職員を1人派遣している。その者を今後、社会教育主事として配置していく予定であり、来年度以降も順次新たな人材を育てながら、社会教育課だけでなく、公民館や図書館などの社会教育施設に配置していきたいと考えている。

●全体的には社会教育とは行政が行う教育全般であるが、その中に家庭教育に関わるものが記載されていなかった。一般的な社会教育は家庭教育の方が学校教育より近いと思う。学校教育に関しては記載してあるが、家庭教育に関しては、基本コンセプトにおいても方針においても記載が少なく、直接的な言葉として社会教育と家庭教育を結ぶということが示されていない。そのあたりはどのように考えているか。

■冒頭でご説明した概要版の上段2行目に少し記載しているとおり、広い意味では、社会教育とは学校教育以外の教育活動を全て指すということではあるが、今回取り上げたものとしては、幅広い社会教育の中でも中心的な役割を担う教育行政機関の施策事業と、市民一人一人の方という点に焦点を当てているため、家庭教育についてはあまり触れていない。

ただし、必要な要素であるという認識はしており、イメージ図の中で、家庭教育が学校教育や社会教育全てに繋がって循環していくことを示させていただいている。

- 基本コンセプトの2つ目に、学校教育と社会教育は車の両輪と言われているので、家庭教育はどのような感じなのかと感じた。

◇社会教育法上、家庭教育の支援を実施するのは大切な点であるので、意識して取り組んでいけば、より一層発展していくのではないかと考える。今後このような計画を作成する時にも意識していただければと思う。

- 2点お聞きしたい。1つ目は、資料6の中のまとめとして、学びを続ける人の学びを支援するということが掲げられていると同時に、課題として、生きづらさを感じる人の受け皿であると記載されており、生きづらさを感じている人の支援も推進しているという風に理解している。そういった点では、具体的に福祉との連携等も含めて社会教育のあり方を構想されているのか。2つ目は、参加意識の低下が現在の課題にあると思うが、実際はどのくらい地域活動に関わる方がいるのか。例えば、一つの地区の中でどのくらいの方が分館活動に関わっているのか。また自治会の加入率はどのくらいか。わかる範囲で教えていただきたい。

- 1つ目の質問に関して、資料6の本編7ページに、行政機関の役割として記載しておりますが、文化振興、人権政策、コミュニティ政策、男女共同、福祉など、市の様々な部局等連携しながら進めていければと考えています。

- 自治会の組織率については、毎年減少傾向である。直近の数値では30パーセント台の後半が市内の平均の割合になっている。公民分館活動は校区住民すべてを対象としているので、拡大解釈では全員が参加者となるが、実際の参加者を数えたものはない。構成員については、様々な部門の役員については報告いただいているが、全ての構成員については把握出来ていない。本日は分館長が2人来られているので、実際の肌感覚としてどの程度参加されているのかお聞きできればありがたい。

- おおよそ役員が10～20人、自治会などの代表者からなる運営委員が20～30人程度いる。その人数で地域の行事等を運営しているが、やはり役員や運営委員の高齢化が目立つ。最近は共働きの家庭が多く、かつてはよく参加していた専業主婦という人はなかなかいない。経過と現状という中でも、地域への関わりが若者層において希薄と記載があるが、この理由は明白で、高齢者が企画する行事に若者の興味が薄い。文化祭や体育祭も同じ人材が20～30年続けてきているので、数十年変化がなく、内容を変えられていないのと

というのが現状。最近は分館長の任期が最長 20 年となったが、それでも長いと感じる。運営側の世代交代を進める必要がある。

- 公民分館も 41 分館ある中でそれぞれ地域性がある。北部では自然があるなど、各公民分館の特性を生かした活動がある。自分の公民分館においても高齢化は進んでいるが、とてもパワーがある。親子 3 世代で参加している人も多い。コロナの 4 年間ですべてがリセットされた。今年度はまた一からやり直し、高齢者も若者も共に動いている。学校とも積極的に関わっていき、困りごとについて地域の人材を適材適所で送り込み、この 5 年間程やってきた中で扉が開いてきた。今、再度種をまき、数年後に花が咲いていくことを見込んでやっていくしかない。人材育成も併せて行っていく。

- 地域に参加するきっかけとして一番身近なのは社会教育の場だと思う。それがうまく糸口になっているのは、歴史的にも分館活動等を長く実施してきた豊中だからこそかと感じる。

◇今後も地域ごとの情報交換をできる機会があればよいと思う。

(4). その他

＜事務局より以下 2 点について説明＞

- ①資料 9～12 をもとに、貸室使用料金の値上げ、学校区の再編に伴う公民分館の取り扱いについて説明
- ②第 2 回公民館運営審議会および視察日程は決まっておらず、各分館の体育祭・文化祭が決まり次第調整、ご連絡する。また、第 2 回審議会は 12 月に予定しているが、中央公民館が空調工事により 11 月から 5 月まで閉館で使用不可のため、螢池公民館または千里公民館で実施予定。(前回は庄内だったので、庄内は除外。)